

## 地方創生産業委員会会議録

I 日 時 令和5年3月14日（火）

午前 9 時 59 分開会

午前 11 時 38 分閉会

II 場 所 第3委員会室

III 出席委員

委員 長	川島 国
副委員 長	大門 良輔
委 員	安達 孝彦
〃	亀山 彰
〃	吉田 勉
〃	瘡師 富士夫
〃	渡辺 守人

IV 出席説明者

地方創生局

地方創生局長 南里明日香

理事（地方創生局次長・ワンチームとやま推進室長）

竹内 延和

地方創生局次長（観光振興室長）

宮崎 一郎

参事（ワンチームとやま推進室地方創生・移住交流  
課長）

福島 潔

参事（ワンチームとやま推進室市町村支援課長）

滑川 哲宏

ワンチームとやま推進室中山間地域対策課長

富士原 禎

観光振興室観光戦略課長 山下 章子

観光振興室国際観光課長 本郷 優子

観光振興室コンベンション・賑わい創出課長

浜元 孝之

観光振興室世界遺産・ふるさと教育推進課長

駒見 真一

観光振興室観光戦略課立山黒部観光戦略班長

上田 英久

交通政策局

交通政策局長 田中 達也

交通政策局次長 牧野 裕亮

交通戦略企画課長 有田 翔伍

広域交通・新幹線政策課長（広域交通対策・LRT  
化検討班長） 黒崎 勇一

航空政策課長 勝山 誠司郎

航空政策課航空路線利用促進班長

山口 康志

航空政策課空港施設班長 宮崎 洋一

商工労働部

商工労働部長 中谷 仁

企業誘致専門監 端 正至

商工労働部次長 齊木 志郎

参事（商工企画課長・新産業創出班長）

永原 和久

参事（労働政策課長） 富賀見 英城

地域産業支援課長 細川 謙一

立地通商課長 吉澤 泰樹

商工企画課デザイン・クリエイティブ産業振興班長

小林 匠

地域産業支援課地域産業活性化班長

板屋 雄介

立地通商課物流通商班長 中川 千映

労働政策課雇用推進班長 大西 哲憲

労働委員会

労働委員会事務局長 清原 明宏  
労働委員会事務局長 岩城 美弥

## V 会議に付した事件

- 1 2月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 地方創生産業行政当面の諸問題について

## VI 議事の経過概要

### 1 2月定例会付託案件の審査

#### (1) 説明事項

川島委員長 本定例会において、本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

追加提案されました案件について、当局から説明願います。

南里地方創生局長

- ・令和4年度2月補正予算（案）の概要

田中交通政策局長

- ・令和4年度2月議会提案案件（3月3日追加提案分）

中谷商工労働部長

- ・令和4年度2月補正予算（案）の概要
- ・令和5年度補正予算（案）の概要

#### (2) 質疑・応答

川島委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

#### (3) 討論

川島委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討

論なしと認めます。

#### (4) 採決

**川島委員長** これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第66号令和5年度富山県一般会計補正予算（第1号）を除く議案第1号外4件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**川島委員長** 挙手全員であります。

よって、議案第1号外4件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号令和5年度富山県一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**川島委員長** 挙手全員であります。

よって、議案第66号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 2 請願・陳情の審査

**川島委員長** 次に、請願・陳情の審査に入ります。

陳情は1件付託されておりますので、当局から説明願います。

**黒崎広域交通・新幹線政策課長** 陳情第6号城端線の改修に関する陳情書について御説明いたします。

この陳情は、城端線・氷見線LRT化検討会の場で、陳情者が提案する城端線の近代化改修案等に関する議論を求めるものでございまして、その内容は、お手元の資料のとおりでございます。

城端線・氷見線につきましては、これまで沿線4市、JR西日本で構成する城端線・氷見線LRT化検討会におい

て検討を進めてきたところで、これまでの議論を踏まえて、今月中に方向性を示すこととしております。

検討会において、陳情者の私案そのものについて、事業費、費用便益、社会便益を試算したり、その実現可能性について議論することは難しいと考えております。県といたしましては、城端線・氷見線の利便性、満足度の向上に向け、今月中に示す方向性を踏まえ、引き続き沿線4市、JR西日本などの関係者ととともに検討してまいりたいと考えております。

**川島委員長** ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等ありませんか。——ないようでありますので、これをもって請願・陳情の審査を終わります。

### 3 地方創生産業行政当面の諸問題について

#### (1) 報告事項

滑川市町村支援課長

- ・「富山県水道広域化推進プラン」の策定について  
資料配付のみ

航空政策課・国際観光課

- ・台湾航空会社・観光関係者との交流促進等について

商工企画課

- ・富山県高岡地区産業展示施設運営事業の実施方針  
(案)の公表について

#### (2) 質疑・応答

安達委員

- ・城端線・氷見線について
- ・全国旅行支援について

吉田委員

- ・「中小企業への支援」について
- ・「若者に安定した雇用を」について

瘡師委員

・水道事業の広域化について

大門委員

・富山県地域未来投資促進計画について

**川島委員長** 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑、質問はありませんか。

**安達委員** 私からは、大きく2つの問いについてお伺いしたいと思います。

まず初めに、城端線・氷見線LR T化検討会についてであります。

本定例会中にも、新田知事から、新型鉄道車両を導入する方向だという話がありました。沿線各市の話を聞いていても、恐らくそういった方向で今後進んでいき、決定されるだろうとっておりますけれども、そもそも城端線・氷見線のLR T化検討については、城端線と氷見線を直通化したいというところからスタートしたと記憶をしております。そういった中において、今の車両だと重量が重くて直通化はなかなか厳しいという話で、JR西日本から、それではLR T化するのはどうであろうかと提案があったとおっております。

現在、いろいろ試算等も出てきまして、LR T化よりも新型鉄道車両導入のほうがコストもかからず、雪にも強く、いいのではないかという話で進んでおりますけれども、新型鉄道車両方式でも、当初のスタートラインだった直通化ができるのか、黒崎広域交通・新幹線政策課長にお伺いします。

**黒崎広域交通・新幹線政策課長** 城端線・氷見線の直通化は、平成24年3月に沿線4市において策定された城端・氷見線地域公共交通総合連携計画に位置づけられておまして、

平成28年度には、沿線4市や地元の経済団体、観光協会等から構成される城端・氷見線活性化推進協議会において、概算事業費の算定や、課題の整理が行われております。

一方で、県、沿線4市、JR西日本では、LRT化など新しい交通体系の検討に向けたJR西日本からの提案を受け、令和2年6月に城端線・氷見線LRT化検討会を設置して、これまで検討を進めてきました。先月開催しました第5回検討会では、LRTやLRT以外の交通モードを導入した場合の事業費、課題について整理し、報告したところでございます。

御質問の、新型鉄道車両を導入した場合の直通化でございませうけれども、この調査の結果では、LRT化した場合に比べ、委員おっしゃったとおり車両の重量が重くて、国が定める勾配の基準によりますと、高架区間が非常に長距離に及ぶといったことなどの課題があり、立体交差方式での直通化は困難と整理しております。ですが、平面交差方式での直通化は、先ほど申し上げました平成28年度の調査結果からも可能と考えており、先日公表しました調査結果においても、当時の調査で示されました概算事業費を資料に明記したところでございます。

**安達委員** 可能ということでありませう。あいの風とやま鉄道をはじめとしていろいろな電車、貨物が高岡駅を走っておりますので、その高岡駅を越えて城端線・氷見線が乗り入れするとき、新型鉄道車両の場合、運行頻度は最大どの程度まで可能なのか、教えていただきたいと思ひませう。

**黒崎広域交通・新幹線政策課長** 平成28年度に城端・氷見線活性化推進協議会が実施した調査では、概算事業費の算定と併せまして、直通運行した場合のダイヤのシミュレーションも実施されております。この場合の直通運行につきましましては、高岡駅の城端線のホームを使用して、あいの風と

やま鉄道の上下線と交差しながら氷見方面へ向かう。反対の場合は、氷見方面から来てあいの風とやま鉄道の上下線と交差しながら城端線のホームを使用するということが調査されております。

運行頻度につきましては、日中の時間帯を中心に4往復から8往復が可能という調査結果が示されております。これは現行の鉄道をベースにしたもので当時算定が行われております。新型鉄道車両の場合の調査は実施しておりませんが、同じ鉄道ですので、基本的にはこの平成28年度の調査が参考にはなると考えております。

**安達委員** 4往復から8往復ということで、本数からすると決して多くはないと思います。私も新型鉄道車両導入が一番妥当だとは思いますが、そもそものスタートを考えると、必ずしもそうではないと言われるかもしれません。同じ城端線・氷見線でも、城端線側といいますか、南側のほうはどちらかといえば、利便性、快適性を向上してほしいというのが第一で、逆に氷見線をはじめとした北側のほうは、直通化が一番の目標だったような気がいたします。4往復から8往復で、当初の目的だった直通化の理解が得られるのか、その辺はこれからの議論になってくるかと思っておりますけれども、またしっかりと沿線各市はじめ皆さんの御意見をお伺いしながら、慎重に進めていただければと思います。

次に、第5回検討会で示された試算においては、LRT方式については、運行間隔を非常に細かくパターン化して、さらに電化をしてLRT化をするものなど3パターンに分けて示されました。一方で、新型車両については、現行の運行本数とほとんど変わらない車両数での試算でありました。現行の運行本数のままですと、先ほど申し上げました利便性の確保、向上という部分に関しては、現状の1時間に1本のままで、乗降客数は増えないと考えております。



これは新型鉄道車両の話ではありませんけれども、当初この検討会では、L R T化してパターンダイヤ化して運行すれば、便数が増えて乗客が1.4倍に増えるという数値が出ていました。もしそのように便数が増えないということになりますと、結局車両が新しくなるだけで、今と何ら変わらないということになってしまいます。これについてどのように考えておられるのか、黒崎課長にお伺いします。

**黒崎広域交通・新幹線政策課長** 第5回検討会で示しました調査結果では、L R Tについては、ピーク時の運行間隔を10分、15分、30分に分け、それぞれについて事業費と課題等を整理したところでございます。

L R Tの車両につきましては、現行の鉄道に比べ、1編成当たりの定員が少ない。この調査では1編成当たり160人と想定しておりまして、定員が少ないということから、ラッシュ時の輸送では、10分間隔では現行の輸送能力は確保できるものの、15分間隔では混雑度がアップすると。さらに、30分間隔では、積み残しが発生し、輸送できないという結果となっております。

一方で、L R T以外の交通モードでは、架線レスのL R T、新型鉄道車両、B R Tの3つを調査しております。これについては、車両定員がそれぞれ異なり、その異なるモード間での比較となりますので、現行の輸送能力を確保する場合に必要な運行頻度、運行本数という一定の条件の下で事業費を算定したところでございます。

前回の検討会では、運行頻度を増やすなど、利用者の満足度につながる機能を充実させることが、この地域に最もなじむ姿ではないかといった意見も出されております。また、富山大学が城端線を利用している高校生を対象に昨年実施した調査におきましても、自由意見として、運行本数や車両数の増加など、混雑の緩和を望む意見が多く寄せら

れており、運行本数の増加は重要と考えております。

城端線・氷見線につきましては、今月中に示す方向性を踏まえ、利便性、満足度の向上に向けて、沿線4市、JR西日本などの関係者とともにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**安達委員** 私は駅から歩いて1分ほどのところに家がありますので、たまに乗る機会があります。できるだけ乗ろうと思うんですけども、運行間隔が1時間に1本ですと、大分駅で待たなければいけないときや、ぎりぎり間に合わないときが多々あって、使いたくても使えないことがたくさんあります。利便性の向上というのは、皆さんが気軽に乗れる、駅へ行けばそんなに待たなくてもすぐ乗れるということ、そうならば皆さんが気軽に乗れる非常に身近な城端線・氷見線になると思っています。どうしても現状の利用者は学生が主でありまして、学生の足ということになります。本数を増やせば非常に皆さんに身近な交通の足として持続可能なものになっていくのではないかなと思っていますので、ぜひとも利便性の向上に向けて一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今後の観光客増の取組についてお伺いします。

国から、先週、全国旅行支援を延長する方針が示されました。この方針を受けまして、全国の10を超える道県で、既に延長が発表されております。北陸におきましても、石川県が延長の決定をされ、また、福井県が7月20日まで延長することが発表されております。本県も延長はするだろうと思っておりますけれども、どの程度延長されるのか、また、今後本格的な観光シーズンを迎えるに当たっての観光客増に向けた取組について、南里地方創生局長にお伺いしたいと思います。

**南里地方創生局長** いつも本事業を御活用いただき、ありが

とうございます。先般、国から全国旅行支援について、令和5年度への繰越し及び4月以降のキャンペーン延長が可能となった旨、連絡がございました。これを受け、現在3月末までの実施としております「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」につきまして、繰越し予算を提案しております。こちらを議決いただければ、繁忙期に当たる4月29日から5月7日を除き、国の指針も踏まえまして、6月末まで延長したいと考えております。

また、延長に当たっては、県内宿泊施設に宿泊された方に抽選で県の特産品をプレゼントする「とまって富山、もらって富山キャンペーン」も、併せて6月末まで延長する予定でございます。

今春はコロナ禍を経て3年ぶりに本格的な観光シーズンを迎えます。全国の方々に富山県を旅行先に選んでもらうため、2月から「富山で休もう。」をテーマに、首都圏、関西圏の主要テレビ局でのCM広告、全国でのデジタル広告、新聞広告、駅構内でのデジタルサイネージ広告等を行いまして、富山の食や絶景をPRし、誘客に取り組んでいるところでございます。

また、海外からの誘客の本格的な回復に向けまして、台湾や香港等でのセールスにも取り組んでおります。

令和6年春の北陸新幹線敦賀開業、黒部宇奈月キャニオンルート的一般開放などの好機も最大限生かし、国内外から富山が選ばれ続ける観光地となるよう、キャンペーンも生かしつつ積極的に取り組んでまいります。

**安達委員** 大変心強い答弁をいただきまして、ありがとうございました。いよいよ昨日からマスクの着用が個人判断ということになり、観光客も本格的にこれから戻ってくると思っています。特に春は、富山県はお祭りや、チューリップフェアをはじめとしたいろいろなイベントもたくさんあ

ります。ぜひとも多くの皆さんにお越しいただけますように、また御尽力をいただきたいと思っています。

終わりになりますが、この2年間、皆様方には大変お世話になりました。こうやって相まみえることも多分今日が最後だと思っています。この委員会がスタートした頃は、もうコロナ禍真ただ中でありまして、なかなかこれまで通りの活動ができませんでした。それこそ皆様方は、このコロナ禍においてでも、特に中小企業をはじめとした事業者の皆さんの下支え、応援をしっかりとやってくださり、富山県経済においても大きな打撃はありましたが、本当に深刻な打撃には至っていないと思うのは、皆様方の御支援があったからだと思っています。

いよいよコロナ禍が明けてまいりまして、リベンジ消費という言葉もございます。物価高が若干心配ではありますけれども、コロナ禍によって使えなかったお金を、さあこれからどんどん使っていこうという声もあります。この令和の時代、しっかりとこれから富山県がさらに飛躍、発展していくように、皆様方の御尽力をお願い申し上げますとともに、さらに御活躍されますことを御祈念申し上げ、私からの質問を終わります。どうもありがとうございました。

**吉田委員** 私は今期で引退するので、今日が本当の最後になります。悔いを残さない形にしていきたいと思っています。

本定例会でも、中小企業への支援についてたくさん議論がなされておりました。総集編みたいな感じになるかもしれませんが、中小企業の支援についてお伺いしたいと思っています。

日本の企業の99%は中小企業でございますので、富山県内の隅々まで、中小企業の活力を引き出していくことは大事だと思っています。コロナで傷んだ経済——3年に及

ぶコロナの打撃は相当根深いものがございますので、中小企業の経営状態を回復させていく環境整備が重要です。

事業承継による世代交代、あるいはM & Aによる合併、買収を契機として、規模拡大などで企業の成長を促す。あるいは、GX、DX、カーボンニュートラル、脱炭素、AI、ビッグデータなど、そういった分野への投資の促進。そして、イノベーションを創出するスタートアップ企業の後押し。円安を好機とした輸出の展開。こういった初期計画から販路拡大までのきめの細かい伴走支援によって中小企業を下支えされるわけですが、中小企業からすれば、まさにピンチなわけでございますので、そのピンチを逆にチャンスに変えようということが、地域中小企業の再生に向けた支援の一つであろうと思います。

今、4分野について言いましたけれども、どのような展開を考えておられるのか、細川地域産業支援課長にお伺いします。

**細川地域産業支援課長** 委員から御発言のあったとおり、長引くコロナ禍の影響に加え、エネルギーや原材料価格の高騰、人口減少による需要の減少、働き手不足など、中小企業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。一方で、テレワークの推進、eコマース市場の拡大など、デジタル活用によるビジネス環境の普及、円安に伴う海外需要の増加やインバウンド再開による消費回復への期待など、新たなビジネスチャンスも生まれております。委員御指摘のとおり、ピンチをチャンスと捉え、意欲的に取り組む事業者を支援していくことが一層重要になってきていると考えております。

このため県では、2月補正予算や新年度予算案に、新分野、新事業への挑戦、生産性の向上等による収益改善や付加価値の増大につなげるための施策を盛り込んでおります。

事業承継、M & A や創業につきましては、企業の成長につながる転換点となるよう、事業承継のマッチング機会をより広域に広げ、M & A を含む第三者承継を促進するために、新たに承継候補人材の県内企業視察費を支援いたします。創業につきましては、今年度開始した T - S t a r t u p 創出事業により来年度も事業展開への集中的支援や、新しい案件の発掘に取り組んでまいります。

また、生産性向上を図る上では、D X や G X への対応が重要であることから、富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金では、それらの計画策定を含め支援いたします。また、県制度融資においては、エネルギー効率の向上や炭素排出量削減に資する設備投資への利子補給を行うなど、前向きな投資を後押ししてまいります。

さらに、新たな需要開拓を目指し、円安をチャンスとして輸出に取り組まれる中小企業に対しては、国、J E T R O 及び中小企業基盤整備機構等が一体となって、事業計画の策定から販路開拓までを一気通貫で支援する新規輸出1万者支援プログラムと足並みをそろえ、県内の商工会議所等とも連携して、越境 E C 等オンライン海外販路開拓支援などに取り組んでまいります。

県内事業者これらの施策を有効に活用していただくため、新年度予算案に中小企業診断士等の専門指導員による相談体制の充実も盛り込むなど、商工団体等との連携を密にして、中小・小規模事業者の多岐にわたる経営課題に寄り添った支援をしていきたいと考えております。

**吉田委員** 本当にたくさんのメニューで中小企業を下支えされるということで、厚く敬意を表したいと思っております。しかし、現実的には、本日の資料にも減額補正が結構載っているものですから、なかなか消化し切れていないことが懸念されます。まだまだ知らない、どんな支援メニューが

あるのやらまだ分からないという人がたくさんいると思いますので、そういった人たちに対してもう少し支援が行き渡るように、今後さらに力を注いでいただきたいと思いますとおります。

2 問目に入ります。厳しい経営環境の中で、経営者の交代が難しく、黒字で休廃業、解散する企業の比率が、県内では約 5 割強と、6 割近くを占める状況でございます。事業の世代交代、スタートアップの創出、思い切った新規事業展開といった前向きな挑戦が進まない要因の一つとして、中小企業の経営者、あるいは起業家が金融機関から融資を受ける際の経営者保証の問題が指摘されていると思います。

そこで、国の制度の早急な見直しはもちろん必要であるわけですが、それに対しての所見を伺います。

**細川地域産業支援課長** 経営者保証につきましては、円滑な資金供給を実現する効果がある一方で、万一の際に経営者個人の破産につながるというリスクから、事業承継や創業など、前向きな資金調達への意欲を抑制する要因になっている一面もございます。委員御指摘のとおり、民間の調査によれば、コロナ禍の長期化に加えまして、エネルギーや物価高騰等の影響により、2022年の県内企業の休廃業、解散は345件と、2000年以降で4番目に多く、うち52.1%が黒字企業といった状況でございます。少し古いですが、平成29年度の国の調査では、後継者未定企業のうち22.7%は後継者候補が承継を拒否しており、その理由として約6割が個人保証を理由に挙げております。経営者保証に依存しない融資慣行に向けた取組が重要となってきております。

こうしたことから、国では、事業承継時の資金調達において一定要件を満たした場合に経営者保証が不要となる制度、事業承継特別保証制度を令和2年4月に創設し、経営者保証コーディネーターの要件確認を条件に保証料を引き

下げております。県もこの制度に歩調を合わせて、県信用保証協会と連携し、国に上乘せをする形で保証料を引き下げております。

また、創業時の資金調達につきましては、国において保証料率の上乘せを要件に創業時の経営者保証を不要とする新たな保証制度、スタートアップ創出促進保証制度が明日15日に開始されることとなっております。県では、新年度予算案において、信用保証協会の専門家の派遣を条件に、県補助により保証料率を一部引き下げる予算を盛り込んでおり、経営者保証に依存しない融資による創業を後押ししてまいります。

さらに、国においては、こうした個別の保証制度による取組に加え、今後事業承継時や創業時に限らず、一定要件——一定の保証料率の上乘せを考えておられるようですが、それを満たせば経営者保証が不要となる、中小企業信用保険法の改正が検討されております。

今後とも国の政策趣旨を踏まえ、経営者保証によらない企業の信用力の補完に配慮しつつ、県内中小企業における前向きなチャレンジが促進されるよう、県信用保証協会や金融機関とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

**吉田委員** 本当にすばらしい答弁をいただきまして、ありがとうございます。久々に本当に明るい気持ちになりました。

経営者保証や、信用保証協会など、常にそこにどうしても壁があつて前へ進まない、Uターンせざるを得ないということで、僕らもよく相談を受けます。いろいろな壁によって融資を受けられないことを感じています。これで少し頑張ってみればどうかというヒントを与えてあげると、非常に動きが違うので、経営者保証の問題への対応を、ぜひよろしく願います。



次に、若者の安定した雇用についてです。働き方が多様化する中であって、雇用形態の違いによるセーフティネットの格差を解消する取組が重要であろうと思います。特に今国会でも話題になっておりますけれども、103万円、それから130万円といった就労の壁。103万円というのは、これを超えると扶養手当がもらえなくなる、逆に、住民税や所得税がかかってくる。それから、130万円というのは、国民年金、国民健康保険など、いろいろ社会保険に入らなければならなくなってくる。それ未満であれば扶養の範囲ですが、そういった就労の壁が依然としてあると。税法上は既に103万円の壁への対応がなされて、社会保険の適用拡大も順次進められておりますが、実際はこうした壁を意識した就業調整が行われているのが現状であろうと思います。

社会保険に加入するメリットなど、経営者、労働者の双方に丁寧に周知することを含めて、働きたい人が就業調整を意識せずに働けるように、もう一段の取組が必要であろうと思っております。また、フリーランスで働く人については、契約、報酬をめぐるトラブルを防いで、安心して働けるように取引を適正化する法律案が、先日国会に提出されたということでもあります。

いずれにいたしましても、働くことによって働き控えが生じてくることを解消するということは、大事であろうと思います。特にパートタイム労働者の時給は10年間で2割は上昇しているわけですが、年収はほぼ横ばいという状況であります。これは、時給が増えても扶養家族の対象から外れる、あるいは社会保険料の負担が生じて支出が増えるということで、就業調整で働く時間を短くしているがゆえにそういう状況になるということです。これを何とか解消する施策があればいいなと思っておりますが、

特に30代半ばまでの男女の8割強は、結婚の意思があるにもかかわらず、結婚している男性は正規雇用では6割、非正規では2割にとどまっているのが現状です。

そこで、雇用が不安定で家族が持てなくなっている現状を改善して、若者の経済的な基盤を強化することが少子化対策の上からも極めて重要と考えますが、所見を富賀見労働政策課長にお伺いします。

**富賀見労働政策課長** 今ほど委員からも、働き方が多様化する中での様々な雇用形態の違い、それに対する重要な課題について御指摘をいただきました。

まず、委員から御指摘がありました103万円、130万円という税、社会保険の年収要件でございませけれども、これは就労の壁ともいわれまして、これによって被扶養者のパート従業員などが働く時間を抑える、いわゆる就業調整が女性の活躍を妨げている原因となっていると指摘されております。税制や社会保障制度の見直しが必要になりますので、県といたしましても、全国知事会と連携しながら、国に働きかけを行ってきたところでございます。

今国会でも政府がこの制度の見直しについて取り組んでいくと表明しておりますので、県といたしましても、今後の国の議論を注視してまいりたいと考えております。

また、フリーランスにつきまして、個人が事業者として安定的に働ける環境を整備するため、委員からもお話ございましたけれども、今国会で新たな法律案が提出されて、審議が行われています。県といたしましても、フリーランスの労働環境の改善に向けて、また周知等に引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

さらに、経済的な基盤が不安定な非正規雇用の労働者について、正規雇用化の推進に向け、県としても、これまで合同企業説明会の開催や、職場定着に向けた研修会の実施、

また、キャリアコンサルタントによる伴走支援を行うなどの取組を行ってきております。さらに、非正規労働者の処遇改善のために、同一労働同一賃金など、働きやすい就業環境づくりに向けた取組への支援の充実について、全国知事会と連携しながら国に働きかけを行ってきております。

このように、働き方が多様化する中において、女性活躍や少子化対策の観点からも、働く方々の雇用環境の改善、また、若者の経済的基盤の強化に向け、県としても国と連携して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**吉田委員** 103万円、130万円の年収の壁がありますが、それを超えると扶養家族から外れると。そして社会保険料などの負担が生じると。その基準をベースにして企業側が家族手当などを支給していると。その水準を超えると手当がなくなってしまうと収入が減ってしまうというわけです。ですから、二重の壁になっていると私は思いますので、そのあたりもよく考えていただきたいと思います。

企業は企業で家族手当の在り方について検討しないといけないと私は思いますけれども、社会保険料負担が増えることで実質の手取りが減ってしまうことへの課題が大変重要なことです。その壁を何とか埋める考え方があればいいなと思っておりますので、ぜひそれについても考えていただきたいと思います。

これで最後になりますけれども、地方創生産業委員会では、大変多くのことを勉強させてもらいました。特に昨年7月の県外視察は、委員長の肝煎りでやっていただいた視察でしたが、非常によかったなと思います。三重県のVISIONのスーパーシティー構想。VISIONでは、南里局長も電動バイクに乗っておられたのは覚えております。

それから、御殿場プレミアム・アウトレットにはふるさと納税の自販機があり、これもまた非常にすばらしく、委

員長が率先して納税しておられたのを覚えています。あれは非常に私自身も記憶に残る県外視察だったなと思っております。とにかく現地へ行ってみないと何でも分からないものだなと感じております。議員を辞めた後どうするかは、まだ白紙の状態ではございますけれども、何か役に立つようなことでしっかり富山県を支えていけたらいいなと思っております。

終わりになりますけれども、地方創生産業委員会のますますの御発展を心からお祈り申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

**瘡師委員** 通告はしておりませんが、報告事項を受けての質問をいたします。

先ほど富山県水道広域化推進プランの概要について説明をいただきました。以前予算特別委員会で、水道広域化を含めた水道事業の現状と課題について質問をしたことがあります。それを思い出しました。今から6年前のことのでありましたので、随分先を行っていたなど、ちょっと自画自賛したいなと思うわけでございます。

元来、水道事業というのは厚生部の担当であります。今回は広域化ということで、市町村支援課に役割が回ってきたんだろうと思います。水道は命の水といわれるように、快適な市民生活をしていく上で欠くことのできないものですし、また、社会経済活動を営む上でも重要なインフラ設備であることは言うまでもありません。しかし、先ほど説明があったように、近年、水需要が減少していると。これはやはり人口減少や、節水意識の向上といったこともありまして、給水需要が減ってきている。そしてまた、水道管が老朽化していて、なかなか更新が間に合わないという状況がある。そういった不安材料に備えて、広域連携したらどうなのかということでございます。

先ほどは施設の共同化、それから管理の一体化という、どちらかといえば、広域化によるハード面の費用削減効果についての説明があったかなと思っておりますが、では、人材面ではどうなのかということでもあります。以前、管工事業業者の方々から、水道事業に関わる職員数が減少してきており、特に小規模の水道事業者ほど職員数が少なく、自然災害や大規模な事故が起きた場合に、自力で対処できないような厳しい状況にあるとのお話を伺いました。また、職員の高齢化が進んでいるということで、技術力の継承も課題ではないかということもございます。

そこで、この水道広域化における人材面の効果をどのように考えておられるのか、滑川市町村支援課長に伺います。

**滑川市町村支援課長** 人材面での御質問ということもございます。まず、御指摘のとおり、水道事業に関係する職員は、全国的にも大変減少しております。プランの冒頭で示しておりますが、昭和55年がピークで約7万6,000人いたのがその後4割減っていると。県内では、令和元年度の上水道事業の常勤職員は239人でした。その4年前の平成27年度が258人でしたので、少しずつ、緩やかな減少を続けています。

この239人がどういう数字なのかを判断するものとして、給水人口を職員数で割った数字、つまり1人当たりどれだけの給水人口を見ているかという数字がございます。令和元年度の本県の数字は3,968人——つまり1人の職員で3,968人の給水人口を見ているという数字が機械的には出てまいります。同時期の全国値が約3,700人ですので、本県は、より少ない職員で水道事業を見ているという状況でございます。

考えられる背景としては、本県は市町村合併によって既に事業統合が進んでおり、その中で経営の効率化が進んで

いったのではないか。それから、もう一つは、水道事業というのは独立採算制でございます。これまでも人口が減って収益が減ってきた中で、低廉な水道料金を維持するために、各事業者の皆さんが大変一生懸命に経営合理化に努められて、職員数の採用も抑制されたことも背景にあるのではないかと考えられます。

一方で、先ほど御指摘ありましたように、今後この限られた職員数の中では、通常業務——施設点検、維持管理、あるいは今後進んでいく老朽化への対応、それから、技術の継承などの課題がございます。こういった課題があることをまず本プランでは冒頭に明示した上で、その解決策の一つとして、例えば必要資材の共同購入、料金管理などのシステムを共通化していく、さらには、営業関連業務を民間委託していく。そういうようなことをしてみたらどうかというシミュレーションを行いまして、その結果、一定程度の費用削減効果が出ていると。つまり、こういった手段が人員削減に代わる経営合理化手段の一つとして考えられることをお示ししたということでございます。

人材の育成についても、県といたしましては、例えば外部講師による勉強会の開催などを行ってまいりますし、さらには、関係団体で技術的な研修会も行っています。こういったことも通じまして、職員数が減る中でも人材の確保、育成、合理的な経営が進められるよう、支援に努めてまいります。

**瘡師委員** よく分かりました。人材面のそういった問題が前提にあるということだと思います。

水道事業広域化の推進は、経営基盤強化のための有効な方策の一つであると思っておりますが、ただ、いざ統合となりますと、事業者によって水道料金が違っていると、そのために水道料金が上昇することになった場合に、なかなか

か料金決定が難しい。それから、施設の耐震化整備の進捗に開きがあったり、財政状況に格差があるということで、財政負担という面でどうするのかということで、課題も結構多いわけでありまして。全国的にはなかなか広域化が実現していないのが実情かなと。そういう中で、富山県はそれなりに広域化が進んでいるのかなと思います。

そういう中で、ちょっと調べていましたら、全国では県内1水道事業を実現させている県がありました。実現させるには相当のエネルギーが必要ではないのかなと想像してしまうわけでありましてけれども、どのようにしてその県が県内1水道事業実現に至ったのか、御存じの範囲内で教えていただきたいと思っております。

**滑川市町村支援課長** お話しの県内1水道事業は、香川県の事例と理解しております。香川県は、県の水道局と県内全ての水道事業者8市8町が統合された水道企業団を平成29年に組成されて、平成30年から水道事業が一体化したということで、広域化の先進事例としてよく紹介されております。

まず、大きな背景といたしまして、香川県の地域的な特性がございます。香川県は瀬戸内海に面していて、いわゆる瀬戸内式気候で非常に雨が少ないエリアだということです。ですので、大きな河川もございません。さらに、私もちょっと調べたんですけれども、水が少ない上にすぐ流れてしまうということもあって、水資源の賦存量が全国平均の4割弱、歴史的に非常に水に困ってきた県だということがございます。ですので、例えばため池も1万2,000箇所ほどあり、富山県は1,800箇所ですけれども、富山県の面積の半分の香川県にそれだけのため池があるということです。また、水を何とかしなければならぬということで、昭和49年に香川用水という大きな用水が出来たんですが、

この水源は隣県の徳島県の吉野川で、そこから水を持ってきているわけですが、それでもほぼ毎年取水制限が発生し、歴史的に非常に水不足に悩まされてきた県という事情がございます。

その一方で、香川県も漏れなく人口減少に伴う給水減、施設の老朽化という大きな課題を抱える中で、平成20年に勉強会が設置されて、その後、段階的に広域化の話し合いを進められ、平成30年に事業統合に至ったと伺っております。

御指摘にありましたように、統合する前は、水道料金や老朽化の対応も様々です。そういったものを一体化すると、供給の受け側であります住民の皆さん、あるいは議会の承認、つまり関係者の理解と合意形成が不可欠になってきます。香川県の状況としては、まず前段として、良質な水を安定的に確保することについて、非常に大きな課題を抱えておられる中で、その地域の皆さんも、自治体も、水の確保について非常に課題意識が強かったことが挙げられると考えられます。

それからもう一つ、こういったいろいろな課題を解決するために、しっかり時間をかけて、関係者の理解、合意形成のために大変頑張られて、丁寧にその合意形成を踏んできたことがこの背景にあるのではないかと理解しております。

**瘡師委員** 詳しくどうもありがとうございます。地域特性がかなりあると。水の王国富山とは大分条件が違うなということが分かりました。

水道事業というのは、先ほどお話があったように、市町村が担っている事業でございます。水道法によって市町村経営が原則であり、かつ独立採算制が原則であるということでもあります。地域によって取組方がまちまちでありますから、水道広域化の推進に当たっては、ブロック単位、



地域単位になろうかなど。そこで協議を詰めていくことが主になると思うんですが、そうした中で、改めて聞きますけれども、県として、どのような役割で富山県水道広域化推進に取り組んでいかれるのか、伺います。

**滑川市町村支援課長** 繰り返しになりますけれども、水道の広域化につきましては、先ほど事業統合のお話をいたしましたけれども、そういったものから比較的簡単にできるものまで、いろいろな対応が考えられます。それからもう一つは、先ほど委員からも御指摘ありましたが、本県は小さい県ですけれども、県内でもかなり事情が違ふと。東のほうは実は全て地下水で賄っていて、浄水場はありません。西のほうは企業局から用水供給を受けているということで、ブロックごとによって地域事情がかなり違います。

各事業者がおのおのの地域特性、それからそのほかのいろいろな事情——施設の老朽化、先ほどお話があった人材の確保、根本的なこととしての水質の安全管理、さらには老朽化、災害対策、耐震、そういったものも総合的に判断しながら、今後どういう運営をしていくかを合理的に判断していくことが大変重要です。それから、広域化に至るのであれば、関係者間で丁寧に話をすることが非常に重要になってきますので、まずはブロック単位でその話し合いを進めていただきたいと考えております。

そこで、県といたしましては、こういった取組につきましても、定期的に情報共有をする場を設けるほか、例えばシステムの共通化について、一定程度効果があると申しましたけれども、ではどうすればいいんだという話がありますので、外部講師を呼んで勉強会を行うといった技術的な支援を行ってまいりたいと思います。それから、財政措置も一定程度想像されますので、そういったものの情報提供もしていきます。

さらに、このプランに位置づけられた内容の施設の合理化などについては、国の財源措置で優遇されるという取決めもございますので、例えばこの先ブロック単位で話合いの結果、新しい施設の統合をやってみようかということになってくれば、適宜必要に応じてこのプランも改定して、県としても必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

**瘡師委員** 蛇口をひねったら安全で安心な水が提供されるというのは、我々はごく当たり前のこととして日々利用しているわけですが、海外へ行くとそういうわけでもなくて。日本の水道事業が、いかに先人の皆様方の血のにじむような御尽力によってなされているのかを知るわけがございます。そういう意味でも、これからの水道事業の各地域の取組に対して御支援をいただきたいと思っております。

今日が任期中最後の委員会で、何か先ほどから皆さん挨拶しているものだから、何か言ったほうがいいのかなどという感じもしますが、地方創生産業委員会は、コロナ禍になって特に社会経済活動に重要な関わりを持ってきたと思っております。本当に皆さん方の御尽力に対して深く感謝を申し上げます。ちょっと個人的なことですが、その中でも、砺波市の企業団地に企業を誘致された端企業誘致専門監に絶大な敬意と感謝を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

**大門委員** 私からは、富山県地域未来投資促進計画についてお伺いします。

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創造し、地域を牽引する事業者への積極的な投資を後押しすることを目的としています。認定された企業は、地域未来投資促進税制として税制優遇を受けられたり、また、農地転用ができないエリアの農地転用も可能になると

いうものであります。

この計画は、国の同意が必要となっておりますが、都道府県や市町村で計画を策定して、それぞれの地域の考え方で進めているという形となっております、それによって企業が申請するものとなっております。

富山県の計画はどのようになっているかといいますと、皆さん御存じだと思いますけれども、富山県は本当に水が豊富な県でして、それを活用したものづくりの県ということで、ものづくり産業が中心となっております。

この承認要件ですけれども、7項目ありまして、ものづくりの内容ばかりとなっております。1つ目が医療品関係、2つ目が電子デバイス関連、3つ目が機械、金属や高度技術、新素材の集積を活用したものづくり産業、4つ目がクリエイティブ産業、5つ目が情報通信技術関連の産業、6つ目が食品、飲料などの関係産業、そして7つ目がインフラを活用した物流関係の産業となっているわけでございます。

この地域未来投資促進法ですけれども、令和5年3月31日、今年度で終了だったんですけれども、延長になりました、令和7年3月31日までとなりました。

延長はされたんですけれども、ここで一つの区切りかなと思っております。そこで、富山県における実績と評価をどのように捉えているのか、吉澤立地通商課長にお伺いします。

**吉澤立地通商課長** 先ほど御紹介いただいたとおり、地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することで、地域の成長、発展の基盤強化を図ることを目的とし、平成29年7月に施行されました。

企業はこの地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認を受け、また、国の先進性確認を受けることで、一定以上の設備投資に対し、法人税の減税や地方税の減免等の支援を受けることができます。これも御紹介をいただいたところでございますが、このたび、地域未来投資促進税制の適用期限が令和6年度末まで延長されることになりました。

本県では、平成29年9月に国の基本方針——正式名は「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」という基本方針において定められました5年間、令和4年度末までを計画期間とした富山県地域未来投資促進計画、いわゆる基本計画を策定して、積極的に企業の投資活動を支援してきたところでございます。令和5年2月末までに119件の地域経済牽引事業計画を承認し、そして、計画ベースではございますが、これまでの総投資予定額は約2,359億円、雇用予定人数は1,820人となっており、本県経済の発展に寄与しているものと考えているところでございます。

**大門委員** やはり富山県はものづくりの県ということで、地域未来投資促進法を使って企業の投資を呼び込まれ、私も大変高く評価をしております。119件の計画承認、そして、2,359億円の総投資予定で1,820人の雇用を生んだことは、本当にすばらしいことだと思っております。

そういった中で、いろいろ各県の計画を見てみたんですけども、富山県はものづくりの県ということで、ものづくりを中心とした計画となっているわけですけども、ほかの県を見ても、ものづくりだけではなくて、成長できる産業、いろいろな産業の分野をこの項目の中に入れているわけでございます。例えば、すごく分かりやすいのが新潟県の計画で、これを紹介したいと思うんですけども、ものづくりももちろん入っていますが、農林水産——

これは今から海外輸出もどんどんしていこうということで、農林水産も入っていたり、I o T、A I、ビッグデータを活用した産業も入っています。こういうI T関係は情報通信産業に当てはまるのかも分かりませんが、そういったものが入っていると。

また、観光、スポーツ、文化、まちづくりの促進をしていこう。そして、環境エネルギー、ヘルスケア、教育、サービスなど、ものづくりだけではなくて、調べてみたらいろいろな項目で取り組んでいる県があることに気づいたのですけれども、富山県でもいろいろ計画をしていく中で、7項目以外で問合せがあり、これは項目に当てはまらなかったと、断念したケースがあるのかどうか、吉澤課長にお伺いします。

**吉澤立地通商課長** お尋ねの件につきましては、過去にはリサイクル施設やドラッグストアの出店など、必ずしも本県の地域特性とはいえない分野であったり、高い付加価値を創出して地域経済を牽引するとまでは言えないような事業であったため、事前の問合せの段階で御説明申し上げて、御理解いただいて、計画の申請に至らなかったものがあることは認識しております。

**大門委員** 富山県はものづくり県として大いに発展をしてきた県で、雇用も生んだと認識しています。これからものづくりを維持、発展させていかなければいけないと私自身も思っておりますが、農業の輸出も今から頑張っていこうと富山県はおっしゃっていますし、観光も、勝興寺が国宝になり、今からインバウンドが入ってくる。そういったところでも、いろいろな企業の投資も今から必要になってくると思っております。もちろんA Iやビッグデータなどの分野も、もっとこの先広げていかなければいけない富山県の大事な産業の一つです。ものづくりでこれだけ実績を伸ば

してきましたが、やはりそれ以外にも幅を広げ投資を呼び込む、規制改革といったらいいのか、そういったものをどんどんしていくべきだと思っております。

また、どちらかというところ、最初に問合せが来るのは市町村なのかなと感じておりますが、市町村に相談があった時点で一つのフィルターがかかると。例えば市町村で、これは富山県の計画の中に入っていないね、残念でしたというケースが多分あると思うんです。富山県まで話が来なかったケースも恐らくあるかと思っております。まずは風呂敷を広げて、富山県はこれだけ地域経済を発展させていくんだという方向性を見せることが必要ではないのかなと私は感じておまして、項目を広げる検討をする必要があると思っているわけなんですけれども、御見解をお願いいたします。

**吉澤立地通商課長** 近年、地域経済の事業環境の変化に伴い、産業、雇用の担い手が多様化する中、県ではベンチャー企業などのスタートアップ支援をはじめ、若い女性にとって魅力のある企業の誘致や育成にも取り組んでいるところでございます。こうしたことから、県の現行の基本計画におきましても、本県の強みであります従来のいわゆる製造業を中心としたものづくり産業だけではなく、クリエイティブ産業や情報通信関連産業についても対象分野として設定しているところではございます。

ただ、地域未来投資促進法では、法の施行から5年経過した場合に、国において必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、令和5年7月を目途に国のほうで新たな基本方針が示されることになっております。県の基本計画につきましても、今年度末が終期となっておりますが、これに伴い、基本計画に空白期間が生じないように、国からの指示に基づいて、先般令和5年

度末までの延長申請を行ったところでございます。今後、国の新たな基本方針の内容を踏まえ、現行の基本計画について検証を行った上で、対象分野につきましても、他県の状況等も参考にしながら、また、成長性の高い新たな分野、いろいろと御紹介もいただきましたけれども、そういったものについても視点を持ち、適切に検討してまいりたいと存じます。

**大門委員** 今から国のほうで基本方針が示されるということで、それに合わせてまた市町村や企業の皆さんの意見聴取をしながら、富山県がどうあるべきかを考えて、また計画を練っていただけたらなと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

地方創生産業委員会では、本当に2年間ありがとうございました。コロナ禍の3年間のうちの2年間を皆さんと共にいたしまして、どの部局も本当にコロナに苦しめられた分野を所管されていて、本当に皆さんの下支えがあつてここまで来られたのかなと思っています。本当にありがとうございます。

そういった下支えだけではなくて、コロナ後の成長を見据えた計画や下準備を併せて進めてこられたのかなと思っています。そういった中で、昨日からマスクの着用が個人判断となり、5月にはコロナが5類感染症に移行するということで、やっとその計画を実行に移せる好機になってくると思っています。皆さんは富山県にとって本当に大切な部署、分野でして、これからもこの富山県の発展のために御尽力いただけたらなと思っています。ありがとうございました。

**川島委員長** ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑、質問を終わります。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようであります。

それでは、本日が任期中最後の委員会でありますので、私から一言御挨拶を申し上げます。

令和3年3月に委員長に就任して以来2年間、大門副委員長をはじめ委員の皆様方、執行部の皆様方の御協力によりまして、無事、委員長の職責を果たすことができましたことに対し、深く感謝申し上げます。

また、報道関係の皆様方の御協力に対しましても、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

4月に予定されている選挙後には、新たなメンバーによる委員会がスタートしますが、本県の地方創生産業行政が今後ますます充実、発展することを祈念いたしまして、挨拶といたします。どうもありがとうございました。

それでは、これをもって地方創生産業委員会を閉会いたします。

地方創生産業委員長 川島 国